

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領改正新旧対照表

改 正 案	現 行
(現場代理人の常駐義務緩和の要件) 第2条 省略 2 省略 (1) 省略 (2) 次の条件の全てを満たすもの ア 兼務するそれぞれの工事の請負金額が<u>4,000万円</u>未満、建築一式工事においては<u>8,000万円</u>未満であること。 イ～エ 省略 (現場代理人兼務等の届出) 第3条 省略 3 省略 (1) 契約変更により一方の工事の請負金額が<u>4,000万円</u>以上、建築一式工事においては<u>8,000万円</u>以上となった場合 (2) 省略	(現場代理人の常駐義務緩和の要件) 第2条 省略 2 省略 (1) 省略 (2) 次の条件の全てを満たすもの ア 兼務するそれぞれの工事の請負金額が<u>3,500万円</u>未満、建築一式工事においては<u>7,000万円</u>未満であること。 イ～エ 省略 (現場代理人兼務等の届出) 第3条 省略 3 省略 (1) 契約変更により一方の工事の請負金額が<u>3,500万円</u>以上、建築一式工事においては<u>7,000万円</u>以上となった場合 (2) 省略